令和五年五月十一日産事業者登録簿から抹消した。株業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定によって、次の者を生

広島県知事 湯 﨑 英 彦

三六八		登録番号
葉 有限会社 双	中田 千津子	又 者 生 産 事 れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ
番地の一町才乙五九七	居二五—二七 区高取南一丁 広島市安佐南	者を産事業
木の育成が苗の育成・	木の育成が苗以外の苗が現外の苗が開いたの育成・	の 内 容
所 安芸太田営業	中田 千津子	名事 業所 称の
二五八番地山県郡安芸太	目二五—二七区高取南一丁 医高下安佐南	所事 在 地の